

大阪“みなと”カーボンニュートラルポート（CNP）形成戦略等検討業務委託募集要項 （公募型プロポーザル）

1 案件名称

大阪“みなと”カーボンニュートラルポート（CNP）形成戦略等検討業務委託

2 業務内容に関する事項

（1）事業目的と概要

大阪港湾局では、令和5年度末に「大阪港・堺泉北港・阪南港港湾脱炭素化推進計画」（港湾法第50条の2、以下、「推進計画」）を策定し、脱炭素化の取組を進めている。しかしながら推進計画で設定しているCO2削減の中期目標（2030年度）46%減（2013年度比）は、現状想定する取組だけでは達成が困難であり、また長期目標（2050年）カーボンニュートラル（CN）の見通しも具体的には立っていない。

そのため、大阪“みなと”（大阪港・堺泉北港・阪南港）における官民のインフラストックや企業活動、目標達成に必要な促進事業の規模・技術水準などを踏まえ、公共側で取るべき施策や官民連携による促進事業の具体化など、荷主・船社等から“選ばれつつける港”であるための戦略立案等を行うものである。

また、公共が実施する促進事業のうち陸上電力供給設備については、既存の業務委託の成果をもとに、様々な観点より導入可能性・優先度が比較的上位である箇所を対象に導入に向けた詳細検討を行うとともに、新たな促進事業を推進計画に盛り込むなどの改訂にあたり「大阪“みなと”カーボンニュートラルポート（CNP）推進協議会」（港湾法第50条の3）の運営補助を行うものである。

（2）業務内容

別紙1「業務委託仕様書」のとおり

（3）事業規模（契約上限額）

金 65,000,000 円（消費税及び地方消費税含む）

（4）契約期間

契約締結日 ～ 令和8年2月27日

（5）履行場所

本市指定場所

（6）費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 スケジュール

・公募開始	令和6年6月24日（月）
・質問受付締切	令和6年7月5日（金）
・質問に対する回答	令和6年7月12日（金）
・参加申請関係書類の提出期限	令和6年7月16日（火）
・参加資格決定通知	令和6年7月19日（金）（予定）
・企画提案書の提出期限	令和6年7月23日（火）
・選定結果通知	令和6年8月上旬以降
・契約締結・事業開始	令和6年8月中旬以降
・事業完了	令和8年2月27日（金）

4 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、別紙1「業務委託仕様書」及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

令和6年度においては、業務委託費の前払金（契約額の3割）を支払うこととし、業務契約締結後、速やかに支払い手続きに必要な書類を整え、本市に提出することとする。

令和7年度においては、業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙2「土木設計等業務委託契約書（案）」のとおり

(4) 契約保証金

契約保証金 要

ただし、大阪市契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は免除する。

保証人 不要

(5) 再委託について

別紙1「業務委託仕様書」のとおり

(6) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

5 応募資格

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 本市入札参加資格を有する者については、プロポーザル参加申請時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。

(3) 本市入札参加資格を有する者については、プロポーザル参加申請時において、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。

(4) 次のいずれかに該当すること。

①建設コンサルタント登録規定(昭和52年4月15日建設省告示第717号)に基づく「港湾及び空港部門」及び本市入札参加有資格者名簿(業務委託)種目「500 建設コンサルタント-502 港湾及び空港」に登録していること。

②本市入札参加有資格者名簿(業務委託)種目「13 その他代行-17 各種施策研究・調査-01 各種施策研究・調査」に登録していること。

(共同企業体での参加を希望する場合は、共同企業体の構成員代表者が上記①又は②の入札参加資格を有していること。)

(5) 共同企業体での参加を希望する場合は、業務委託特別共同企業体届出書兼委任状及び業務委託特別共同企業体協定書の写しを提出すること。ただし、共同企業体を構成している構成員は他に構成する共同企業体または単体で参加することはできず、加えて上記(1)から(3)に該当していること。

(6) 関係会社の参加制限

当該プロポーザルに参加しようとする者で、次のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの1者しか参加できないものとする。

①親会社と子会社(会社法第2条第3号及び第4号の規定による親会社及び子会社。以下

同じ)の関係にある場合。ただし、子会社が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社(以下、「更生会社」)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。ただし、子会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

③一方の会社の役員が、他方の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社の一方が、更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

6 応募手続き等に関する事項

(1) 参加申請手続き及び参加資格決定通知

ア 受付期間

公募開始日から令和6年7月16日(火)午後5時30分まで

イ 提出書類

別紙3「公募型プロポーザル参加申請書」及び添付資料

ウ 提出部数

1部

エ 提出方法

郵送又は持参により、担当(9に同じ。)あて受付期間内に必着のこと。

オ 提出場所

担当(9に同じ。)

カ 参加資格決定通知

令和6年7月19日(金)(予定)に別紙3の様式1又は様式2に記載の連絡先あてに電子メールにより書面で通知する。

(2) 関係資料の貸与及び参考資料

ア 貸与依頼方法

企画提案書の作成に必要な関係資料の貸与は、別紙4「関係資料の貸与依頼書」に必要事項を記載し、件名を「関係資料貸与依頼：大阪“みなと”カーボンニュートラルポート(CNP)形成戦略等検討業務委託」として、担当(9に同じ。)あて電子メールにより提出のうえ、送信後、休日(大阪市の休日を定める条例(平成3年大阪市条例第42号)第1条に掲げる本市の休日(以下「休日」という。))を除く午前9時から午後5時30分まで(午後0時15分から午後1時までの間を除く。)の間に電話で受信確認を行うこと。

イ 受付期間

公募開始日から令和6年7月16日(火)まで

ウ 貸与期間

公募開始日から令和6年7月23日(火)まで

エ 廃棄方法

別紙4「関係資料の貸与依頼書」の遵守事項に基づき、貸与期間終了までに適切な方法によりデータを廃棄すること。また、参加申請後の資格審査により参加が認められない場合又は企画提案書の提出を辞退する場合も上記の貸与期間終了までにデータ等を適切に廃棄すること。廃棄したときは、速やかに担当(9に同じ。)に電子メールにて報告すること。

オ 貸与資料

・「令和5年度 大阪“みなと”における陸上電力供給システム導入に向けた検討調査業務委託」の成果品(概要版)のデータ
(※上記のほか、本案件に係る資料の貸与はありません。)

カ その他(参考資料)

企画提案書の作成においては、以下のホームページについても参考にすること

- ・「大阪“みなと”カーボンニュートラルポート(CNP)形成事業(大阪市HP又は大阪府HP)」
- ・「温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度(環境省HP)」

(3) 質問の受付

ア 受付期間

公募開始日から令和6年7月5日（金）午後5時30分まで

イ 提出方法

別紙5「質問書」に必要事項を記載し、件名を「質問：大阪“みなと”カーボンニュートラルポート（CNP）形成戦略等検討業務委託」とし、担当（9に同じ。）あて電子メールにより提出のうえ、送信後、電話で受信確認を行うこと。

ウ 回答方法

令和6年7月12日（金）から令和6年8月23日（金）までの間において、「大阪港湾局入札・契約のお知らせ（[大阪市HP](#)）」の当該案件公告本文内に掲載する。

なお、質問がない場合は掲載しない。

(4) 企画提案書等の提出

提出する企画提案書等資料一式については、下記のとおりとする

- ① 企画提案書（押印不要） 『社名等の事業者を推定できる情報あり』の紙の部数：1部
『(同上の情報) なし』の紙の部数：9部
『(同上の情報) なし』の電子データを保存したCD-ROM 又はDVD-ROMの個数：1つ
- ② 根拠書類（写し） 『(同上の情報) あり』の紙の部数：1部
- ③ 経費見積書（押印要） 『(同上の情報) あり』の紙の部数：1部
- ④ プレゼンテーション 『(同上の情報) なし』の紙の部数：9部（※）
『(同上の情報) なし』の電子データを保存したCD-ROM 又はDVD-ROMの個数：1つ（※）

※④プレゼンテーションは、企画提案書とは別の資料を用いて、7-(3)プレゼンテーション審査を実施する場合のみ、提出することとし、電子データについても同様とする。

ア 資料作成

- ・企画提案書は、別紙6「企画提案書等作成要項」に基づき作成すること。
- ・根拠書類（写し）は、別紙7の様式5の業務を受注していたことを証する書類（契約書（業務名称・発注機関・契約金額・業務期間が確認できる内容）及び仕様書、業務実施体制表の写し）、別紙7の様式6の配置予定スタッフが有する資格を証する書類の写しを用意すること。
- ・経費見積書は、別紙6「企画提案書等作成要項」に基づき作成すること。
- ・プレゼンテーションは、Microsoft Office PowerPointを使用して作成することとし、社名等の事業者を推定できる情報は含まないこと。枚数制限はないが、プレゼンテーション時間内で説明できる分量とし、内容については企画提案書に記載されている内容に則したものとすること。フォントサイズについては12pt以上（18pt以上推奨）とすること。
- ・提出する電子データは、コンピュータウイルスによるデータの紛失や改ざん及び外部へのコンピュータウイルスの拡散を防止するため、ウイルスチェックを行うこと。使用したウイルスソフト及びウイルスチェックの日付をCD等の表面に記入すること。

イ 受付期間

- ・参加資格決定通知後から令和6年7月23日（火）午後5時30分まで

ウ 提出方法

- ・企画提案書等提出資料一式：郵送又は持参により、担当（9に同じ。）あて受付期間内に必着のこと。

エ 提出場所

担当（9に同じ。）

7 選定に関する事項

(1) 選定方法

参加資格決定通知を受け、企画提案書等を提出した者を対象に、企画提案書及びプレゼンテーション内容を審査して、選定委員3名の平均点が合格最低点を満たし、かつ最も高い提案者を委託事業者候補として選定する。なお、選定にあたっては、選定委員の意見を踏まえたうえで、公平かつ客観的に行うものとする。

(2) プレゼンテーション日時通知

令和6年7月25日(木)(予定)に別紙7の様式1又は様式2に記載の連絡先あてに電子メールにより書面で通知する。

(3) プレゼンテーション審査

ア 開催日：令和6年7月31日(水)(予定)

イ 場 所：大阪港湾局内会議室

ウ 留意事項

- ・プレゼンテーションの実施時間は、1事業者約30分程度(15分発表、15分質疑応答を基本とする)とする。
- ・プレゼンテーションの際、企画提案書のみで説明する場合は、紙の資料のみで説明する。
- ・発表時間は厳守することとし、発表時間終了1分前にベルを一度鳴らし、終了時点でベルを複数回鳴らし、その時点で発表を終えることとする。
- ・プレゼンテーションを行う担当者は本案件の業務実施体制表(別紙7の様式4)に示す本業務に従事するスタッフ(管理技術者(管理責任者)であるかは問わない)とする。
- ・プレゼンテーション内容及び議事について、正確に記録するため録音又は録画を行う場合がある。

※審査日程、実施方法は変更する場合がある。

(4) 審査基準及び審査方法

別紙8「審査基準及び審査方法」のとおり

(5) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員及び本市職員に対して、直接、間接を問わず、本件提案の評価に関し影響を及ぼす恐れのある接触を求めること
- イ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(6) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に電子メールにより書面で通知する。また、本市ホームページに後日掲載する。

8 その他

- (1) 提出された書類に虚偽の申請があった場合は、無効とする。また、参加申請必要書類を提出後から契約締結までの期間において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた場合についても無効とする。
- (2) 全ての申請書類の作成・提出に要する経費は、参加者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 提出された書類は、審査及び業者選定の用以外に、参加者に無断で他に使用しない。(ただし、大阪市情報公開条例(平成13年大阪市条例第3号)に基づく公開を除く。)

- (5) 提出された書類は、大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (6) 企画提案書の提出は、1者1案のみとする。
- (7) 提出期限後の企画提案書等の提出、差替は認めない。
- (8) 本市より提供した資料及びその他知り得たすべての情報について、本市の許可なく他の者へ漏らしてはならない。
- (9) 事務所所在地など申請内容等に変更が生じた場合は速やかに報告すること。
- (10) 契約の締結は、受注者決定後速やかに行うものとする。ただし、採用された提案について、必要に応じて内容を変更することがある。
- (11) 委託事業者候補と契約を締結することができない事由が生じた場合は、プレゼンテーション審査において、合格最低点を満たす提案者のうち、委託事業者候補に次いで高い点数を獲得したものから順に契約締結に向けた協議を行うことができるものとする。協議開始にあたっては、書面により電子メールにて連絡するものとする。
- (12) 企画提案書の提出期間に提案者が現れなかった場合は、当該プロポーザル方式による受注者選定手続きを中止する。なお、1者のみの提案となった場合は本選定手続きを行うものとする。

9 担当（提出先、問い合わせ先）

大阪港湾局計画整備部事業戦略課（環境保護施策担当）

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号

（ATCビルITM棟10階）

電話番号：06-6615-7741

FAX 番号：06-6615-7789

E-mail：na0029@city.osaka.lg.jp

（休日を除く午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分から午後1時までの間を除く。）に限る。）